

こどもの居場所に関する実態調査事業業務委託仕様書（案）

1 業務委託名

こどもの居場所に関する実態調査事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 事業目的

フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討するため、不登校児童生徒及びその保護者、県内のフリースクール等の子どもの居場所の状況等を把握する実態調査を行う。

4 業務委託内容

「こどもの居場所に関する実態調査」の調査票作成、発送準備及び発送作業、データ入力及び集計作業、調査結果の分析及び報告書作成等の業務

(1) 調査の実施

ア 調査対象

- (ア) 県内の小中高等学校が把握している令和6年4月～10月の欠席日数が20日以上の児童生徒及びその保護者（約14,000名）
- (イ) 県内の特別支援学校が把握している令和6年4月～10月の欠席日数が30日以上の児童生徒及びその保護者（約200名）
 - ※ 各学校における対象者数については、委託者から受託者に示すこととする。
- (ウ) フリースクール等の子どもの居場所となっている施設（約100箇所）
 - ※ 調査対象施設については、委託者から受託者に示すこととする。

イ 調査内容

- (ア) 調査項目及び調査票の文言については、委託者から受託者に対し調査票の原案を提示するので、当該原案を元に、受託者において選定した学識経験者・有識者による検討を実施すること。
 - ※ 児童生徒及びその保護者に対する調査票については、児童生徒及びその保護者の心情に十分配慮した文言とすること。
- (イ) 学識経験者・有識者による検討内容については、随時、委託者に情報共有し、確認を得ること。
- (ウ) 調査項目及び調査票の文言については、調査票送付までの間、委託者において修正できることとする。

ウ 調査方法

- (ア) 児童生徒及びその保護者に対する調査
 - a 調査数
各学校における調査数は委託者が受託者に対し示すこととする。

- b 調査の流れ（紙調査）
 - (a) 受託者は、委託者と連携して作成した調査票（Word形式）を印刷の上、各学校へ送付する。（調査票と同数の返信用封筒（料金後納郵便）を添付）
 - ※ 調査票は、児童生徒及びその保護者共通のID番号を設定し、世帯ごとの紐付け及び市町村ごとの集計を可能とすること。
 - (b) 各学校は、調査票を調査対象の児童生徒及びその保護者（以下「調査対象生徒等」という。）に配布する。
 - (c) 調査対象生徒等は、学校又は家庭で調査票により回答し、返信用封筒に調査票を封入の上、郵送により受託者に提出する。
- b 調査の流れ（オンライン調査）
 - (a) 受託者は、委託者と連携して作成した調査票を元に、WEB形式で回答するための調査フォームを作成し、調査フォームのWEB上のアドレスを読み込むQRコードを記載した調査案内を印刷の上、各学校へ送付する。（紙調査票と併せて送付）
 - ※ 調査フォームは、児童生徒及びその保護者共通のID番号を設定し、世帯ごとの紐付け及び市町村ごとの集計を可能とすること。
 - ※ 調査フォームは、情報流出を防ぐ観点から、セキュリティを確保すること。
 - (b) 調査案内は、委託者と協議の上作成する。
 - (c) 各学校は、調査案内を調査対象生徒等に配布する。
 - (d) 調査対象生徒等は、学校又は家庭で情報通信機器により回答する。
- (イ) フリースクール等の子どもの居場所となっている施設に対する調査
 - a 調査数
 - 調査対象施設は、委託者が受託者に対し示すこととする。
 - b 調査の流れ（紙調査）
 - (a) 受託者は、委託者と連携して作成した調査票（Word形式）を印刷の上、調査対象施設へ送付する。（返信用封筒（料金後納郵便）を添付）
 - (b) 調査対象施設は、調査票により回答し、返信用封筒に調査票を封入の上、郵送により受託者に提出する。
 - b 調査の流れ（オンライン調査）
 - (a) 受託者は、委託者と連携して作成した調査票を元に、WEB形式で回答するための調査フォームを作成し、調査フォームのWEB上のアドレスを読み込むQRコードを記載した調査案内を印刷の上、調査対象施設へ送付する。（紙調査票と併せて送付）
 - ※ 調査フォームは、情報流出を防ぐ観点から、セキュリティを確保すること。
 - (b) 調査案内は、委託者と協議の上作成する。
 - (c) 調査対象施設は、情報通信機器により回答する。

エ 調査期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

オ 調査内容に関する質問

調査内容に関する質問は委託者が回答するので、質問内容及び連絡先を聞き取り、委託者に連絡すること。

(2) 調査結果の入力

回収された調査票を検票し、回答内容を入力する。

(3) 調査結果の集計

ア 児童生徒及びその保護者に対する調査は、全ての設問について、単純集計を行うこと。なお、単純集計は、小中高等学校及び特別支援学校の各学年ごと、国公立学校ごとに行うこと。

イ 集計に当たっては、委託者が、必要な数値を容易に検索できるよう、汎用媒体（エクセル形式）で行うこと。

ウ 委託者が別途示す調査項目について、クロス集計を行うこと。

(4) 調査結果の分析等

ア 調査結果の分析

集計結果を整理し、受託者において選定した学識経験者・有識者による調査結果の分析を行うこと。

※ 学識経験者・有識者による調査結果の分析内容については、随時、委託者に情報共有すること。

イ 調査結果概要の作成

調査結果概要については、読みやすさの観点から、分析結果をグラフや図表にするなどの工夫を行う。

(5) 成果品の作成及び提出期限

ア 調査結果概要

調査概要（目的、対象、調査事項、調査期日、調査票及び調査方法、回収率）、集計結果及び分析結果を記載した調査結果概要を作成し提出する。

（A4版 紙報告1部及び原稿データ）

イ 調査報告書

調査結果概要、集計結果（単純集計、クロス集計）及び分析結果を記載した調査報告書を作成し提出する。（A4版 500部及び原稿データ）

ウ 集計結果データ

集計結果（単純集計、クロス集計）データをエクセル形式により保存した電子データを提出する。

5 成果物の納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

令和7年3月21日（金）

(2) 納入場所

鹿児島県子ども政策局子ども福祉課子ども支援係

6 経費の負担

委託業務の実施に必要な調査用機器及び消耗品は、本仕様書において委託者が準備すると明示したものを除いて受託者において準備すること。

7 成果品の帰属

本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、契約後速やかに作業計画書及び業務担当者名簿を委託者に提出し、承諾を得ること。また、提出後に変更を生じた場合は、速やかに変更内容を委託者に届け出るものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と協議して定めるものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、受託者は、委託者と連絡を密にとるとともに、疑義が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。